

## 二級・木造建築士名簿閲覧規則

公益社団法人 大阪府建築士会

### (目的)

第1条 この二級・木造建築士名簿閲覧規則(以下「閲覧規則」という。)は、公益社団法人大阪府建築士会(以下「本会」という。)が、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第10条の20第1項の規定に定める大阪府の指定登録機関として行う二級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下「二級・木造建築士名簿」という。)を一般の閲覧に供する事務(以下「閲覧事務」という。)について、大阪府建築士法施行細則(昭和26年1月12日大阪府規則第4号。以下「府細則」という。)第9条の3の規定により読み替えて適用する同第9条の2第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

### (名簿閲覧所の設置)

第2条 二級・木造建築士名簿の閲覧所は以下に設置する。

- ① 名称 公益社団法人大阪府建築士会
- ② 所在地 大阪市中央区谷町3丁目1番17号

### (閲覧日及び時間)

第3条 二級・木造建築士名簿の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

- ① 日曜日並びに土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 夏期休暇(前各号に掲げる日を除く8月15日に前後する3日間)
- ④ 年末年始休暇(12月29日から翌年1月4日までの日)
- ⑤ その他、個別に休日と定める日

2 閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分(午後0時から午後1時を除く。)までとする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、府細則第3条に定められた次の通りである。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 氏名
- ③ 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格番号（外国の建築士免許を受けた者にあっては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）
- ④ 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日
- ⑤ 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了したにあっては、当該講習を終了した年月日及び当該講習の修了証の番号
- ⑥ 法第22条の2各号に定める講習を受講した年月日及び当該講習の修了証の番号

(閲覧申請)

第5条 本会は、二級・木造建築士名簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、二級・木造建築士名簿閲覧申請書（様式）（以下「申請書」という。）に所定の事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧方法及び名簿の写しの交付)

第6条 閲覧方法は以下のとおりとする。

- (1) 本会は、前条の規定により受け付けた申請書に基づき建築士データベースから閲覧対象建築士を特定し、その者の二級・木造建築士名簿を申請者に閲覧させるものとする。
  - (2) 建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システムにより閲覧するものとする。
- 2 本会は、閲覧に供された二級・木造建築士名簿の写しの交付を希望する者がいる場合は、別に定める額を徴収して、名簿の写しの交付を行うものとする。

(名簿の持ち出し等の禁止)

第7条 閲覧者は、二級・木造建築士名簿を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、二級・木造建築士名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- ① 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき
- ② この規則に違反し、又は本会職員の指示に従わないとき
- ③ 二級・木造建築士名簿を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき

(適用範囲)

第9条 閲覧規則第2条、第3条、第5条、第6条（1）及び第2項、第7条及び第8条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用するものとする。

(その他)

第10条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができるものとする。

(附則)

この規則は令和7年4月1日より施行する。